

第4回 釧路地域4市町合併協議会

○日 時 平成16年11月12日(金) 午後1時30分から

○場 所 釧路全日空ホテル 3階 万葉の間

○出席者(71名)

会 長 伊 東 良 孝

副会長 棚 野 孝 夫

中 島 守 一

高 野 武

委 員 折 原 勝

佐 藤 幸 雄

川 村 利 明

本 吉 俊 久

両 角 靖 二

遠 藤 憲 鋭

池 田 義 博

木 村 芳 人

吉 田 正 勝

近 藤 登司雄

門 間 俊 二

七 里 信 三

宮 下 健 吉

平 間 育 子

荻 原 秀 一

山 崎 征 勝

鎌 田 敏 夫

岡 田 浩

柴 田 幸 安

小笠原 和 子

宮 寄 昌 晴

小坂田 裕 二

千 葉 光 雄

近 藤 康 範

松 岡 尚 幸

近 藤 信 治

大 島 修 造

金 山 泰 明

山 田 忠 孝

小 瀬 泰 精

二 瓶 雄 吉

角 田 正 昭

花 井 紀 明

小 林 定 治

草 島 守 之

田 村 不 二

高 橋 宏 政

曾我部 恵 子

松 永 俊 雄

山 下 本 淳

吉 田 守 人

清 水 一 芳

佐 藤 英 雄

五 十 嵐 昇

松 橋 主 幸

工 藤 キクエ

溝 口 精 孝

橋 本 朝 由

宮 本 一 忠

廣 谷 スマ子

丸 子 照 雄

山 本 伸 樹

細 山 清 史

武 藤 浩 晴

影 村 藤 雄

管 寄 利 勝

菅 野 猛 安

東 藤 紀 二

岸 山 敏 昭

佐 藤 喜 良

小 山 昭 二

岸 田 喜 京

本 城 洋

河 合 京 子

○欠席者（7名）

委員	荒城	健一
	矢野	忠治
	松岡	照幸
	梅崎	明生
	柳谷	法司
	森田	正男
	山田	圭祐
	駒込	政彦

# 1 . 開 会

事 務 局： 本日は、皆様、大変お忙しい中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。ただ今より「第4回釧路地域4市町合併協議会」を開催させていただきます。

まず会議に入ります前に、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、事前にお配りさせていただいております「第4回会議資料」と書かれたレジメの資料、また別添資料で資料2「調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、資料3「調整方針修正案」、資料5の『『新市の名称候補』に対する意見募集結果報告書』、それと追加資料の「協議第22号～協議第37号」の資料と座席表でございます。皆さんのお手元にお揃いでしょうか。

よろしければ、これから会議に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長があたることとなっておりますので、以後の進行につきましては会長にお願いいたします。

# 2 . 報告事項

伊 東 議 長： 本日は大変お忙しい中、「第4回合併協議会」にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。前月に引き続いての協議会の開催でございますが、皆様にはお忙しい中、小委員会、専門部会などで精力的にご協議をいただいておりますことに、改めて深く感謝申し上げます。

本日はこの後、関係の小委員会での協議が整いました37項目にわたる「合併協定項目案」を中心にご協議をお願いしたいと考えておりますので、委員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それでは規約に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。

なお、会議の開催に当たりましては、規約第10条第1項の規定により、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は正副会長を含め委員78名中71名のご出席をいただいております。従いまして定足数を超過しておりますので、会議が成立していることを宣言させていただきます。

また、会議運営規程第12条第2項の規定による会議録の署名委員につきましては、阿寒町の山下恵子委員、音別町の岸山敏安委員のお二人を指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それでは早速、議事に入りたいと思います。はじめに報告事項でございますが、報告第1号の「委員の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料4ページをお開き下さい。報告第1号「委員の変更」についてでございますが、一覧表にありますとおり、10月27日付けで白糠町の4号委員が村田仁美氏から宮本一孝氏に変更となっておりますので、ご報告させていただきます。以上でございます。

伊東議長：ただ今、報告第1号ということで、事務局から「委員の変更」について報告がありました。この件に関し何かご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。なお、会議録作成の関係がございますので、発言の際には市町名とお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

(「ありません。」の声)

伊東議長：それでは報告第1号につきましてはご理解をいただいたということで、続きまして、報告第2号「小委員会の開催状況」について事務局から説明をお願いします。

事務局：報告第2号「小委員会の開催状況」について説明させていただきます。資料の4ページをお開き下さい。前回の協議会では9月28日開催分までをご報告させていただきましたが、それ以降、本日の協議会までに開催されました各小委員会の開催状況についてまとめてございます。

まず広報広聴小委員会でございますが、10月14日に開催され、「協議会だより第3号」の発行についての協議を行い、承認されております。

次に新市建設構想小委員会でございますが、10月8日と10月22日の2回開催され、新市の名称候補を「釧路市」とすること、また新市建設計画(素案)の附属資料について、それぞれ承認されております。

次に行財政小委員会でございますが、10月14日と11月2日の2回開催され、行財政小委員会所管の16項目の合併協定項目案につきましてはご承認をいただきましたが、地域審議会等の取扱い、議会議員の取扱い、及び財政計画案につきましては、いずれも継続協議となっているところでございます。

次に、住民生活小委員会、健康福祉小委員会、産業経済小委員会、都市環境小委員会の4つの委員会でございますが、それぞれ1回ないし2回開催され、審議未了となっております調整方針修正案やそれぞれ所管されております合併協定項目案についてご検討をいただき、承認されたところでございます。

以上簡単でございますが、各小委員会の開催状況についてご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ただ今、報告第2号ということで、事務局から「小委員会の開催状況」について報告がありました。各小委員会で協議されました調整方針修正案や合併協定項目案につきましては、この後、報告事項又は協議事項の中で、関係小委員会の委員長からご報告をいただくことになっておりますが、これまでの説明の中でご質問等がございましたら、お受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは報告第2号につきましてはご理解をいただいたということで、続きまして報告第3号の「調整方針修正案」につきまして、関係の3つの小委員会の委員長からそれぞれご報告をいただきたいと思います。はじめに、住民生活小委員会の草島副委員長からお願いします。

なお、質疑につきましては、後ほど一括してお受けしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

草島副委員長： 住民生活小委員会副委員長の鉏路市の草島でございます。私の方から住民生活小委員会に関わる調整方針修正案につきましてご報告させていただきます。

資料2をご覧ください。この資料は、各小委員会における協議の進捗状況を把握するために作成した資料でございます。本日の協議会提案分までの日付を記載したものをお配りしておりますので、参考にしていただきたいと思います。と思っております。

次に協定方針修正案でございますが、資料3の1「住民生活小委員会調整方針修正案」をご覧ください。通番1「ごみ処理手数料」の項目でございます。小委員会での協議に当たりましては、リッター当たり単価やゴミの減量等による軽減額などについての資料の提供を求め、検討を行って参りましたが、結果、「平成17年4月1日有料化施行を議決済みの鉏路市の手数料(2.5円/ℓ 税込み)へ統一する」ことについて小委員会として了承したところでございます。

なお、この項目の審議に当りましては、ごみの分別の不徹底等により、収集単価が増大した場合のごみ処理手数料の値上げの見込みや、分別の仕方、方法の周知の仕方等についての質疑もございましたが、事務局から手数料については、直近の決算をもとに新処分場の償却に係る負担金などを入れて算定していることから、3年や5年で見直すということは考えられないこと、また、分別の方法等の周知につきましては、まだ具体的なものは検討されていませんが、現在鉏路市で行われている事例などを参考に、合併後の分別の徹底と資源化に取り組みたい旨の説明があったところでございます。

また、前回の協議会でご質問がありました「火葬場の使用料」につきまして、住民生活小委員会に所属する各委員に改めてご意見をお伺いさせていただきましたが、4市町の施設でそれぞれ使用料の違いはございますが、新市としての料金体系につきましては、一本化することを改めてご確認いただきましたので、ご報告させていただきます。

以上、協議が未了となっております住民生活に関わる調整方針1項目について確認をしたところでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、産業経済小委員会の影山委員長から報告をお願いします。

影山 委員長： 産業経済小委員会委員長の白糠町の影山でございます。産業経済小委員会に関わる調整方針修正案につきましてご報告させていただきます。

資料3の2「産業経済小委員会調整方針修正案」をご覧ください。まず通番1の農業委員会の「定数・選挙区」でございますが、「合併時においては、2つの農業委員会を設置することとし、各委員会の選挙による委員定数は12人」とし、選挙区及び市町ごとの定数につきましては、釧路市5人、阿寒町7人、白糠町7人、音別町5人とすることといたしました。なお、1の後段に記載しておりますように「在任特例期間終了後2期以内で1つの農業委員会とすることを原則に新市において検討する」こととしたところでございます。

次に任期でございますが、会長職が不在となる空白期間を避けるため、選挙による委員につきましては「合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙された委員として在任する」こととしたところでございます。

次に3の報酬でございますが、4市町の間で大きな差異はございませんが、2つの農業委員会を設置するといえども、担当する区域が広大になり、現地調査を含めた調停件数が増えることなどを考慮し、釧路市の例によることとしたところでございます。

なお、費用弁償につきましては、新市の旅費規程に準じ、1キロメートル当たりの単価を適用して支給することといたしました他、手数料の取扱いにつきましては記載のとおりでございます。

以上、協議が未了となっております農業委員会に関わる調整方針について承認したところでございます。説明は以上でございます。よろしく願いします。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、都市環境小委員会の二瓶委員長から報告をお願いします。

二瓶 委員長： 都市環境小委員会委員長の釧路市の二瓶でございます。都市環境小委員会に関わる調整方針修正案につきましてご報告させていただきます。

資料3の3「都市環境小委員会調整方針修正案」をご覧ください。通番1「市町村営住宅の収納」についてございますが、他の収納業務との総合的な調整が必要ではございますが、「新市においては釧路市で行っている委託方式をベースに、収納業務の効率化及び収納経費の節減を図る」としたところでございます。

次に通番2の「字名・町名」の取扱いについてでございますが、(1)として「字」の表示につきましては廃止することといたしました。次に(2)、(3)では4市町の取扱いについてそれぞれ記載させていただいておりますが、まず、(2)の釧路市につきましては現行どおりとすることとし、次の(3)では、阿寒町・白糠町及び音別町につきましては、旧町名を町の区域の名称の一部として残すことを原則としますが、旧町名の表記をあえて必要としないなど検討が必要な場合には、各自治体において別途調整することとし、①では阿寒町・音別町について、②では白糠町について、それぞれの事例を記載させていただいております。

次に2では、今後の協議の中で地域自治区等を設けることになった場合の取扱いにつきまして併せて付記させていただいているところでございます。

以上、都市環境に関わる調整方針のうち、協議未了となっております「市町村営住宅の収納」及び「字名・町名」の2項目について調整方針を承認したところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

伊 東 議 長： ありがとうございます。ただ今、3人の正副委員長から各小委員会で検討されました「調整方針修正案」について報告がありました。これまでの説明で何かご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、まず、住民生活小委員会で協議されました事項についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは住民生活小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解いただいたということにさせていただきたいと思っております。

続きまして、産業経済小委員会で協議されました事項について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは産業経済小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解をいただいたということにさせていただきます。

続きまして、都市環境小委員会で協議されました事項について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは都市環境小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解をいただいたということにさせていただきますと思います。

### 3 . 協 議 事 項

伊 東 議 長： それでは報告第3号につきましてはご了解をいただいたということで、続きまして協議事項に入らせていただきます。

本日、協議事項として提案されておりますのは、「新市の名称」など37項目の「合併協定項目案」についてでございます。それでは、関係の小委員会ごとに、それぞれの委員長からご説明をお願いしたいと思います。まず初めに、協議第1号の「新市の名称」について、新市建設構想小委員会の宮下委員長から説明をお願いします。

宮下 委員長： 新市建設構想小委員会の委員長の宮下でございます。

私から協議第1号「新市の名称」につきまして、協議経過を含め説明させていただきます。資料の8ページをお開き下さい。「新市の名称」の検討に当たりましては、8月に開催されました第2回協議会で名称の決定方法についてのご承認をいただきました後、「名称候補に対する意見募集」を行って参りましたが、9月末で募集結果がまとまりましたことから、10月8日に改めて委員会を開催し、この報告書の結果などを参考に協議してきたところでございます。

協議の結果、「新市の名称」といたしましては、意見募集の際に寄せられましたご意見とも同じでございますが、「産業、観光などの各分野にわたり全国的、国際的に広く知られている」、「歴史的背景やなじみが深い」、「地域の総称として一般的である」などの理由により、漢字の「釧路市」とすることを承認し、本日の協議会のご提案することとしたものでございます。なお、意見募集の結果につきましては、本日、別添資料として報告書を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。

ます。説明につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ただ今、宮下委員長から説明がありました協議第1号につきまして、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは、協議第1号の「新市の名称」につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、協議の順番を少し変更させていただきまして、協議第2号、第4号、第6号、第7号の4項目につきましては、住民生活小委員会の所管項目でございますので、草島副委員長の方から一括して説明をお願いします。

草島副委員長： 住民生活小委員会に関わります合併協定項目でございます協議第2号、第4号、第6号、第7号の4項目につきまして、委員会での協議が整いましたので、私の方から内容を説明させていただきます。

なお、合併協定項目案につきましては、他の委員会と同様でございますが、これまで4市町で協議を行い、協議会でご承認をいただきました調整方針の中から、住民生活に深く関わる項目を中心にまとめていったものがございます。また、合併協定項目の取りまとめに当たりましては、新市でどのような対応になるのか分かりやすく示すことができるよう、「現行のまま新市に引き継ぐもの」、「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」などいくつかの項目に分けて整理していったところでございます。

それでは、資料の9ページをお開き下さい。協議第2号「地方税の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【08】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「釧路市の都市計画税」を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「市町民税」の他3つの税目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「固定資産の評価」と(2)の「鉱産税」の2項目を掲載させていただいております。次に「4」の「阿寒町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「入湯税」を掲載させていただいております。

次に19ページをお開きください。協議第4号「国民健康保険事業」についてでございます。協定項目番号では、【23】「保険事業の取扱い」の一項目として【23-01】となります。まず「1」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「保

険料（税）賦課割合と保険料率」、（２）の「任意給付」、（３）の「健康診査助成事業」の３項目を掲載させていただいております。次に「２」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「医療費適正化特別対策」を掲載させていただいております。次に「３」の「新市において廃止するもの」でございますが、「健康優良家庭表彰」を掲載させていただいております。

次に、25 ページをお開きください。協議第6号「ごみ・し尿処理事業」についてでございます。協定項目番号では【25】「その他の事務事業の取扱い」の一項目として【25-05】となります。まず「１」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、（１）の「一般廃棄物処理業者の委託」、（２）の「白糠町クリーンセンター」、（３）の「し尿処理対象地区・収集体制・収集方法等」の３項目を掲載させていただいております。次に「２」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、（１）の「ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法等」、（２）の「ごみ資源化」、（３）の「ごみの分別収集推進」、（４）の「浄化槽汚泥の収集及び処分」の４項目を掲載させていただいております。次に「３」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「廃棄物の減量及び処理に関する条例」と、「釧路市資源リサイクルセンター」の２項目を掲載させていただいております。

次に、28 ページをお開きください。協議第7号「環境関連事業」についてでございます。協定項目番号では【25-06】となります。まず「１」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、（１）の「斎場・火葬場施設」、（２）の「公害規制地域指定」、（３）の「公害防止協定」の３項目を掲載させていただいております。次に「２」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、「公害苦情処理」と「畜犬登録」の２項目を掲載させていただいております。次に「３」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「環境基本計画」と「公害防止条例」の２項目を掲載させていただいております。

以上、住民生活小委員会が担任いたしました協議案件４項目につきまして説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

伊 東 議 長： ありがとうございます。ただ今、草島副委員長から説明がありました４項目につきまして、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

松 永 委 員： 協議第4号につきましては、既に国民健康保険の負担増につながるということで私は同意出来ないという立場を表明しておりますが、協議第2号の固定資産税の内、評価基準の家屋分については釧路市と3町の間で評価

基準の違いがあるようですが、5年程度で釧路市に合わせるということになりますと、結果として家屋分での程度の増税になるのでしょうか。

税務専門部会： 家屋評価につきましては、前年評価を上回らないということが原則となっておりますので、増税とはなりません。

松永委員： 家屋の評価について再度お聞きします。釧路市と3町の側では物価水準との関係で補正係数に違いがあることなどにより、評価の基準が違うようにお聞きしていましたが、そうではなかったのでしょうか。

税務専門部会： 補正係数につきましては若干違っておりますけれども、既存の住宅につきましては先ほど申し上げたとおり、前年評価額を上回らないということですので、増税になることはございません。また新築住宅につきましては補正係数以外にも、釧路市と各町ではもともと基礎部分で若干違いがございますが、実際のところは増税になるとか評価額が高くなるということとはございません。

松永委員： そういたしますと、5年間で調整するという意味が良く分からなくなります。私は違いがあるから5年間で釧路市の基準に合わせるということかと思って理解していたのですが、今の説明で変わらないということになれば、5年間で調整するというこの趣旨が分からなくなってしまうのではないのでしょうか。

税務専門部会： 評価制度につきましては、各市町で若干違っておりますのでその評価につきまして5年間で調整するというところでございます。

伊東議長： よろしいでしょうか。

松永委員： はい。

伊東議長： 他にありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊東議長： それでは、協議第2号、第4号、第6号及び第7号の4項目につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

それでは次に協議第5号及び第8号から第13号まで、また協議第21号の8項目につきましては、健康福祉小委員会の所管項目でございますので、七里副委員長から一括して説明をお願いします。

七里副委員長： 健康福祉小委員会副委員長の音別町の七里でございます。本日、荒城委員長が欠席のため、私の方から健康福祉小委員会に関わりがあります合併協定項目 8 項目につきまして、委員会での協議が整いましたので、内容を説明させていただきます。

資料の 22 ページをお開きください。協議第 5 号「介護保険事業」についてでございます。協定項目番号では【23】「保険事業の取扱い」の 1 項目として【23-02】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「老人デイサービスセンター」、(2)の「在宅介護支援センター」、(3)の「施設介護サービス」の 3 項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「配食サービス」の他 4 項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「外出支援サービス」を掲載させていただいております。

次に 31 ページをお開きください。協議第 8 号「障害者福祉事業」についてでございます。協定項目番号では【25】「その他の事務事業の取扱い」の一項目として【25-07】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「幼児ことばの教室」、(2)の「障害者福祉施設」の 2 項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「障害者福祉計画」の他 4 項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「福祉タクシー」、(2)の「障害者援護旅費助成」の 2 項目を掲載させていただいております。次に「4」の「釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「重度心身障害者医療助成」を掲載させていただいております。

次に 35 ページをお開きください。協議第 9 号「高齢者福祉事業」についてでございます。協定項目番号では【25-08】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「高齢者福祉施設」、(2)の「老人福祉センター」の 2 項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「老人クラブ活動支援」の他 4 項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「高齢者福祉施設整備補助」、(2)の「生活管理指導員派遣」の 2 項目を掲載させていただいております。

次に 39 ページをお開きください。協議第 10 号「児童福祉事業」につい

てでございます。協定項目番号では【25-09】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「音別町の出産祝金」を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、「エンゼルプラン」を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「家庭児童相談室」を掲載させていただいております。

次に41ページをお開きください。協議第11号「保健医療事業」についてでございます。協定項目番号では【25-10】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「保健センター」を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「乳幼児医療費助成」、(2)の「老人医療費助成」、(3)の「乳幼児健康診査」、(4)の「予防接種」の4項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「各種ガン検診」、(2)の「人工透析患者通院交通費助成」の2項目を掲載させていただいております。

次に46ページをお開きください。協議第12号「保育事業」についてでございます。協定項目番号では【25-11】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「保育所」を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「延長保育」、(2)の「障害児保育」、(3)の「地域子育て支援センター事業」の3項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「一時保育」、(2)の「休日保育」の2項目を掲載させていただいております。

次に48ページをお開きください。協議第13号「その他福祉事業」についてでございます。協定項目番号では【25-12】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「福祉センター」、(2)の「平和記念事業」の2項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「母子(寡婦)福祉資金」、(2)の「赤十字事業」、(3)の「暖房費助成」の3項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「災害遺児手当・卒業祝金」の他4項目を掲載させていただいております。次に「4」の「釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「母子家庭等医療助成」を掲載させていただいております。次に「5」の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」でございますが、

「社会福祉協議会への委託業務」を掲載させていただいております。

次に 88 ページをお開きください。協議第 21 号「公立病院等事業」についてでございます。協定項目番号では【25-20】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「公立病院、診療所の施設及び体制」を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、「公立病院及び診療所の運営」を掲載させていただいております。

以上、健康福祉小委員会が担任いたしました協議案件 8 項目につきまして説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

伊 東 議 長： ありがとうございます。ただ今、七里副委員長から説明がありました 8 項目につきまして、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

菅 野 委 員： 88 ページの協議第 21 号「公立病院等事業」についてですが、将来、市立病院との分院化の調整と医師職の給料の調整ということが書かれておりますが、音別町は診療所が唯一の医療機関ですが、将来、どれ位の調整期間といった目安のようなことについては委員会の中で議論されなかったのでしょうか。

事 務 局： 具体的に何年先というところまで議論されてございませんでした。まず、今いらっしゃるお医者さんにつきましては、是非、引き続いていただくよう努めていきたいということで終わってございました。

菅 野 委 員： それでは、将来となると合併をして 1 年後でも良いわけですし、30 年間そのまま続くのかもしれないということになります。医師職の給料ということも当然関係してくるのではないかと思いますので、やはりこれは医師を確保した上での分院化ということを謳っていただいた方がよいと思います。定住していただけるお医者さんを確保した上での分院化ということであれば別に問題はないのですが、分院化されて釧路市から 1 週間に 2～3 度通うような状態の分院化であれば、音別町地区としてはかなり不安が残りますので、その辺は検討の余地はないのでしょうか。

事 務 局： 地域医療の確保ということでは、小委員会の中でもとにかく今いるお医者さんにいていただくことが大事であり、それから、もし仮に今のお医者さんがいなくなったとしても、新しいお医者さんに赴任していただく環境を作ることが大事ではないかといった議論がございました。また将来の分院化につきましては、その詳細なイメージをご提案するまでには至っておりませんでしたので、これから色々と検討されていくものと理解しております。

伊 東 議 長： よろしいでしょうか。

菅 野 委 員： はい。

伊 東 議 長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは協議第 5 号及び第 8 号から第 13 号まで、また協議第 21 号の 8 項目につきまして、ご承認いただいたということにさせていただきます。

それでは次に、協議第 14 号、第 15 号、第 16 号及び第 23 号の 4 項目につきましては、産業経済小委員会の所管項目でございますので、影山委員長から一括して説明をお願いします。

影山 委員長： 産業経済小委員会に関わります合併協定項目でございます協議第 14 号、第 15 号、第 16 号及び第 23 号の 4 項目につきまして、委員会での協議が整いましたので、私の方から内容を説明させていただきます。

資料の 52 ページをお開き下さい。協議第 14 号「農林水産関連事業」についてでございます。協定項目番号では【25】「その他の事務事業の取扱い」の一項目として【25-13】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「畜産環境整備特別対策」、(2)の「農業環境改善センター、農産物加工所など「農業・畜産業関連施設」、(3)の「釧路市、白糠町の漁港施設」、(4)の「釧路市中央卸売市場」の 4 項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「農業振興計画、森林整備計画」の他 7 項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「漁業資源管理対策事業、雑海藻駆除事業など『漁場管理対策』」、(2)の「加工残滓有効活用等の水産加工環境対策」の 2 項目を掲載させていただいております。次に「4」の「阿寒町・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「ヒグマ有害駆除対策」を掲載させていただいております。次に「5」の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」でございますが、(1)の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進」、(2)の「エゾシカ有害駆除対策」の 2 項目を掲載させていただいております。

次に 60 ページをお開き下さい。協議第 15 号「商工・観光関連事業」についてでございます。協定項目番号では【25-14】となります。まず「1」

の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「阿寒町、白糠町の「道の駅管理運営」」の他3項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「産炭地振興対策」、(2)の「観光客誘致宣伝」の2項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「中心市街地活性化基本計画」の他3項目を掲載させていただいております。次に「4」の「釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「エネルギー利用技術研究活動」を掲載させていただいております。次に「5」の「新市において廃止するもの」でございますが、「農村地域工業等導入促進法に基づく助成適用」を掲載させていただいております。次に「6」の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」でございますが、「『観光まつり・イベント』及び『「港まつり」』」を掲載させていただいております。

次に65ページをお開き下さい。協議第16号「勤労者・消費者関連事業」についてでございます。協定項目番号では【25-15】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「釧路市、白糠町の勤労者施設」を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「雇用促進・安定対策」、(2)の「季節労働者対策」の2項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「消費者教育・啓発推進」の他2項目を掲載とさせていただきます。

次に「追加資料」の4ページをお開き下さい。協議第23号「農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【07】となります。農業委員会の取扱いにつきましては、合併時に釧路市・阿寒町を選挙区とする委員会、及び白糠町・音別町を選挙区とする委員会の2つの農業委員会に再編することとし、各委員会の選挙委員の定数はそれぞれ12人とし、選挙区の定数は釧路市5人、阿寒町7人、白糠町7人、音別町5人とすることといたしました。また、4市町の選挙委員につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の委員として在任することとし、在任特例期間終了後2期以内で1つの農業委員会とすることを原則に新市で検討することといたしました。

以上、産業経済小委員会が担任いたしました協議案件4項目につきまして説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

伊 東 議 長： ありがとうございます。ただ今、影山委員長から説明がありました協議第14号から第16号までと、協議第23号の4項目につきまして、ご質問、

ご意見はありませんでしょうか。

松橋委員： 60 ページにあります協議第 15 号「商工・観光関連事業」の中で、「釧路市の現行に基づき統合する」となっている中にある（4）「物産振興・販路拡張」において、各市町の物産協会を「釧路市物産協会を軸として統合」するとなっていますが、この表現では新市の物産協会は 1 つになるというふうに理解するわけですが、行政側の考えとしては理解はしますが、実際にはそれぞれの地域の物産協会の皆さんとどの程度の話し合いが行われているのでしょうか。

産業経済専門部会： これは釧路市の物産協会を軸にしていくということで、現在、各市町それぞれの物産協会がございますので、そういった中で今後統合に向けて作業を進めるということで意見をまとめたところでございます。

松橋委員： 私も阿寒町の物産協会に加盟しているものですから、基本的にはそういう方向が望ましいと思っておりますが、今のところは行政がそう考えていて、これからそれぞれの物産協会に働きかけていきたいというふうに理解して良いですか。

伊東議長： 基本的にはそのとおりではないでしょうか。

産業経済専門部会： そのように考えていただいて結構ではないかと思えます。

伊東議長： その他、ご質問はございませんか。

（「ありません。」の声）

伊東議長： それでは、協議第 14 号から第 16 号まで及び協議第 23 号の 4 項目につきましては、ご承認をいただいたということにさせていただきます。

それでは次に、協議第 17 号から第 20 号までの 4 項目につきましては、都市環境小委員会の所管項目でございますので、二瓶委員長から一括して説明をお願いします。

二瓶委員長： 都市環境小委員会に関わります合併協定項目でございます協議第 17 号から第 20 号までの 4 項目につきまして、委員会での協議が整いましたので、私の方から内容を説明させていただきます。

資料の 68 ページをお開き下さい。協議第 17 号「建設関連事業」についてでございます。協定項目番号では【25】「その他の事務事業の取扱い」の一項目として【25-16】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引

き継ぐもの」でございますが、(1)の「空港施設」、(2)の「空港利用の国際化推進」、(3)の「港湾指定」、(4)の「港湾計画」の4項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「市町道舗装整備」の他7項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「準用河川管理」、(2)の「建築許可」の2項目を掲載させていただいております。次に「4」の「釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「市町道認定基準」を掲載させていただいております。

次に73ページをお開き下さい。協議第18号「都市計画事業」についてでございます。協定項目番号では【25-17】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「公園」、(2)の「釧路市の都市開発計画及び市街地再開発事業」、(3)の「釧路市営有料駐車場」の3項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「住居表示」、(2)の「公園及び街路樹の維持管理」、(3)の「国土利用計画法に基づく土地取引の届出」の3項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「交通バリアフリー基本構想」、(2)の「民間土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の認可・許可及び指導」の2項目を掲載させていただいております。次に「4」の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」でございますが、(1)の「都市計画マスタープラン」、(2)の「緑の基本計画」の2項目を掲載させていただいております。

次に77ページをお開き下さい。協議第19号「市町村営住宅事業」についてでございます。協定項目番号では【25-18】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「阿寒町の宅地分譲事業」、(2)の「音別町の特定公共賃貸住宅事業」の2項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、「住宅マスタープラン」を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「住宅使用料の収納業務」、(2)の「入居申し込みの方法」、(3)の「修繕等の維持管理」の3項目を掲載させていただいております。

次に79ページをお開き下さい。協議第20号「上・下水道事業」についてでございます。協定項目番号では【25-19】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「水道、簡易水道、工業用水道及び農業用水道事業の浄水施設」を掲載させていただいております。

す。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「水道事業の認可」の他8項目を掲載させていただいております。次に「3」の「鉏路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「水道料金等の賦課」、(2)の「下水道使用料等の賦課」、(3)の「私道への公共下水道管渠布設制度」の3項目を掲載させていただいております。

以上、都市環境小委員会が担任いたしました協議案件4項目につきまして説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

伊 東 議 長： 協議第17号から第20号までの4項目につきまして、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ないようでございますので、協議第17号から第20号までの4項目につきましては、ご承認をいただいたということにさせていただきます。

それでは次に、協議第22号、第24号から第27号まで、及び協議第30号から第35号までの11項目につきましては、行財政小委員会の所管項目でございますので、千葉委員長から一括して説明をお願いします。

千葉 委員長： 行財政小委員会の委員長の鉏路市の千葉でございます。

私の方から行財政小委員会に関わります合併協定項目11項目につきまして、委員会での協議が整いましたので、内容を説明させていただきます。

なお、当小委員会で所管しております合併協定項目案につきましては、委員会開催日の関係から、本日「追加資料」という形で配布させていただいておりますのでそちらの方をご覧いただきたいと思っております。

まず「追加資料」の1ページをお開き下さい。協議第22号「財産・基金等の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【05】となります。4市町の財産、債務及び基金につきましては、すべて新市に引き継ぐことといたしますが、基金につきましては、「1」の「4市町共通の基金を統合するもの」、「2」の「類似趣旨の基金を統合するもの」、「3」の「市町が単独で設置していた基金を引き継ぐもの」、「4」の「基金を地域限定で運用するもの」及び「5」の「基金を廃止するもの」の5つに分類して整理させていただきました。

次に追加資料6ページをお開き下さい。協議第24号「一般職の職員の身分等の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【09】となります。一般職の職員の身分等の取扱いにつきましては、「合併前の鉏路市、阿寒町、白糠町及び音別町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により全て新市の職員として引き継ぎ、鉏路白糠工業用

水道企業団の職員は同条の例により引き継ぐ。また、3町及び鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については、必要な協議を行う。なお、人事、給料・諸手当等の取扱いについては、各市町または釧路市の制度を基本に道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時まで調整する。」ということにさせていただきました。

次に11ページをお開き下さい。協議第25号「条例、規則等の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【13】となります。条例・規則等の取扱いにつきましては、「合併協議会で協議調整された各項目については、合併特例措置を含めそれぞれの調整方針に従って整理する。また、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、合併時に市長職務執行者の専決処分により必要な条例・規則等を制定し、公布する。」ということにさせていただきました。

次に12ページをお開き下さい。協議第26号「行政委員会の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【15】となります。行政委員会の取扱いにつきましては、「選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の組織は、新市において統合する」こととさせていただきました。

次に14ページをお開き下さい。協議第27号「一部事務組合・公社等の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【17】となります。この項目の中では、「一部事務組合」、「土地開発公社」、「振興公社」の3項目につきまして、それぞれ調整を必要とする事項を記載させていただきました。

次に33ページをお開き下さい。協議第30号「慣行・顕彰の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【22】となります。慣行・顕彰の取扱いにつきましては、「4市町のすべての宣言を継承するが、同種の宣言文は合併時まで調整する。また、合併時まで市章を、合併後1年程度で市民憲章、市歌、市の花・木・鳥等を定める。」こととさせていただきました。

次に34ページをお開き下さい。協議第31号「消防防災事業」についてでございます。協定項目番号では【24】「消防防災関連事業の取扱い」の一項目として【24-01】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「常備消防の施設」、(2)の「指定避難場所、緊急支援物資保管施設」の2項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「常備消防の資機材」の他2項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「防災計画」、(2)の「火災出動」の2項目を掲載させていただいております。

次に38ページをお開き下さい。協議第32号「消防団」についてござ

います。協定項目番号では【24-02】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「組織・人員」、(2)の「分団の構成」の2項目を掲載させていただいております。次に「2」の「鉏路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「報酬及び旅費等」、(2)の「退職報償金」の2項目を掲載させていただいております。

次に40ページをお開き下さい。協議第33号「電算システム事業」についてでございます。協定項目番号では【25】「その他の事務事業の取扱い」の一項目として【25-01】となります。まず「1」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、「電算システム」を掲載させていただいております。次に「2」の「鉏路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「固定資産税電算システム」を掲載させていただいております。

次に42ページをお開き下さい。協議第34号「情報公開及び広報広聴事業」についてでございます。協定項目番号では【25-02】となります。まず「1」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「ホームページの開設」、(2)の「情報公開」、(3)の「市町政懇談会」、(4)の「広報誌」の4項目を掲載させていただいております。次に「2」の「鉏路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「個人情報保護」、(2)の「市長の資産公開」の2項目を掲載させていただいております。次に「3」の「音別町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「行政手続条例」を掲載させていただいております。

次に45ページをお開き下さい。協議第35号「姉妹都市及び国際・国内交流事業」についてでございます。協定項目番号では【25-03】となります。まず「1」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」では、「国内姉妹都市等との交流」の項目を、次の「2」の「鉏路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」では、「国際姉妹都市等との交流」の項目を、次の「3」の「鉏路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」では、「鉏路市と八千代市との少年スポーツ交歓大会、白糠町と八王子市との子ども交流事業など「国内交流事業」」の項目を、次の「4」の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」では、「国際理解教育の推進」の項目をそれぞれ掲載させていただいております。

以上、行財政小委員会が担任いたしました協議案件11項目につきまして説明をさせていただきました。よろしく願いいたします

伊 東 議 長： ありがとうございます。ただ今、千葉委員長から説明がありました協議第22号など11項目につきまして、ご質問、ご意見はありませんでしよ

うか。

松永委員： 協議第27号「一部事務組合・公社等の取扱い」についてですが、財団、公社は現行のまま引き継ぐということになっておりますが、特に振興公社の問題で、土地開発公社についても財務体質などその他色々と違いがありますけれども、この振興公社については合併後3年程度であり方を検討するという事は、つまり土地開発公社と性格が重なっているようなところがありますし、また似たような業務を行っているところがありますから、株主とも協議して統合していくというお考えでしょうか。

企画専門部会： 振興公社の問題につきましては、それぞれ株式会社でございますので、行政側から統合に向けて動くということにはならないのではないかとこの論議がございますが、ただ方向性としてはそういった方向でご検討いただくような促し方と言いますか、そのように行っていく旨の協議がなされております。また経営の状況、それから行っている業務がそれぞれ違っているという状況もございますので、基本的には行政側から委託しているような事業については、合併後も引き続き委託を継続していく旨の論議がなされているところでございます。

松永委員： 再度、確認の意味でお聞きしたいと思いますが、株主の問題等はありませんけれども、土地開発公社はそれぞれ釧路市もそうですが、なかなか時価と簿価に差があるなど色々と問題がありますけれども、振興公社の取扱いについては、今のお話をもう一度確認の意味でお聞きしますが、株主の意向等がありますから勝手には決められませんが、土地開発公社及び振興公社は一本化していきたいという考え方でよろしいでしょうか。

企画専門部会： 土地開発公社の方は法的に一本化するという事になりますますが、振興公社につきましてもそうした方向でご検討いただくように促していくといった考え方でございます。

伊東議長： その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

伊東議長： それでは、協議第22号、第24号から第27号まで、及び協議第30号から第35号までの11項目につきましては、ご承認をいただいたということにさせていただきます。

それでは次に、協議項目の番号を戻っていただき、協議第3号、第28号、第29号、第36号及び第37号の5項目につきましては、複数の委員会に関

わる項目でございますので、事務局の方から一括して説明をお願いします。

事務局：複数の小委員会に関わります合併協定項目案でございます協議第3号、第28号、第29号、第36号及び第37号の5項目につきまして、私の方から内容を説明させていただきます。

第4回会議資料の13ページをお開き下さい。協議第3号「使用料、手数料等の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【19】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「小・中学校の給食方式及び給食費」、(2)の「コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設の運営形態及び使用料」の2項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「河川占用料及び採取料」の他4項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「税証明手数料」の他6項目を掲載させていただいております。次に「4」の「新市において廃止するもの」でございますが、「白糠町の責任技術者の指定登録手数料、排水設備検査手数料」を掲載させていただいております。次に「5」の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」でございますが、(1)の「町立幼稚園の入園料・保育料」、(2)の「保育料」の2項目を掲載させていただいております。

次に追加資料の17ページをお開き下さい。協議第28号「公共的団体等の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【18】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「農業協同組合」の他5項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「社会福祉協議会」の他3項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「北海道港湾協会、北海道重要港湾協議会など「港湾関係団体」」、(2)の「日本図書館協会、北海道図書館振興協議会など「図書館関係団体」」の2項目を掲載させていただいております。次に「4」の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」でございますが、「子ども会育成連合会」を掲載させていただいております。

次に26ページをお開き下さい。協議第29号「補助金、交付金等の取扱い」についてでございます。協定項目番号では【20】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「遠距離児童・生徒通学費補助事業」を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「定住促進、まちづくり及び地域振興に関する補助金」

の他 10 項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「民間土地区画整理事業への助成制度」の他 5 項目を掲載させていただいております。次に「4」の「新市において廃止するもの」でございますが、「白糠町の商工部門への産業振興資金貸付」を掲載させていただいております。次に「5」の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」でございますが、(1)の「高等学校の通学費助成」、(2)の「芸術・文化団体育成補助制度」、(3)の「中心市街地活性化対策」の 3 項目を掲載させていただいております。

次に 47 ページをお開き下さい。協議第 36 号「住民活動支援及び交通関連事業」についてでございます。協定項目番号では【25】「その他の事務事業の取扱い」の一項目として【25-04】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「市町バス」を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「道路除雪及び冬季路面对策」、(2)の「北方領土返還運動事業」の 2 項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「交通安全対策会議」、(2)の「NPO 法人等の活動支援」の 2 項目を掲載させていただいております。次に「4」の「白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「交通災害共済制度」を掲載させていただいております。

次に 49 ページをお開き下さい。協議第 37 号「その他事務事業」についてでございます。協定項目番号では【25-24】となります。まず「1」の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、(1)の「庁舎営繕」、(2)の「宿日直勤務」の 2 項目を掲載させていただいております。次に「2」の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「会計の設置」の他 5 項目を掲載させていただいております。次に「3」の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、(1)の「印鑑登録事務」、(2)の「工事等の入札」、(3)の「工事等の指名審査」の 3 項目を掲載させていただいております。

以上、複数の小委員会に関わります合併協定項目案でございます 5 項目につきまして説明させていただきました。よろしく願いいたします。

伊 東 議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありました協議第 3 号、第 28 号、第 29 号、第 36 号及び第 37 号の 5 項目につきまして、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは、協議第3号、第28号、第29号、第36号及び第37号の5項目につきましては、ご承認をいただいたということにさせていただきます。

以上で予定されておりました協議事項につきましては、すべて終了いたしました。それでは次に「第5回協議会の開催予定について」事務局から説明をお願いします。

## 4 . 次回協議会の開催について

事 務 局： 資料の90ページをお開き下さい。次回、第5回協議会の開催予定についてでございますが、12月14日火曜日午後1時30分から、釧路パシフィックホテル2階白鳳の間での開催を予定してございますので、委員の皆様のご出席をよろしくお願いいたします。以上でございます。

伊 東 議 長： ただ今、事務局から第5回の協議会の開催予定につきまして説明がありました。委員の皆様には、年末ということもあり、何かとお忙しい時期かと思いますが、ぜひご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

それでは、本日の会議次第にありました事項につきましては、すべて終了いたしました。多岐にわたりまして、そしてまたそれぞれの小委員会で大変に熱心に詰めていただきましてありがとうございました。せっかくの機会でございますので、この他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「ありません。」の声)

## 5 . 閉会

伊 東 議 長： それでは皆様のご協力に感謝を申し上げまして、これで第4回釧路地域4市町合併協議会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。

(閉会 午後3時00分)

釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会 会長 釧路市長

伊 東 良 孝

釧路地域4市町合併協議会署名委員

山 下 恵 子

釧路地域4市町合併協議会署名委員

岸 山 敏 安